第12回盛岡市新市庁舎整備審議会(会議録要旨)

- **1** 開催日時 令和6年7月31日 (水) 15:30~17:30
- 2 開催場所 盛岡市勤労福祉会館(紺屋町2番9号) 401·402会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 12名

倉原宗孝会長、福留邦洋副会長、赤坂岳史委員、浅沼清一委員、宇佐美誠史委員、 落合昭彦委員、菊池透委員、小枝指好夫委員、駒井元委員、今野紀子委員、高橋悟委員、 中島清隆委員 ※欠席:小山田サナヱ委員

- (2) 一般傍聴者 2名
- (3) 報道関係者 6社
- (4) 事務局

渡邊総務部長、滝村都市整備部長、菅原総務部次長、鈴木参事兼管財課長、松田都市 計画課長、佐々木企画調整課長、遠藤新市庁舎整備室長、早坂新市庁舎整備室副主幹、 小野寺新市庁舎整備室主任、佐藤新市庁舎整備室主任

4 会議の概要

別添 会議発言要旨のとおり。

≪別添 会議発言要旨≫

(進行)

落合委員の到着が遅れておりますが、現時点で本日の会議は、委員13人中今のところ11人の出席がございますので、盛岡市新市庁舎整備審議会条例に基づき、成立するものであります。それでは、会議の議長を倉原会長にお願いいたします。

(会長)

早速ですが、第11回審議会の開催結果について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

事務局説明要旨1のとおり説明

(会長)

今のご報告についてはよろしいですね。

それでは、次第3の議事の「基本構想答申(案)について」事務局よりお願いします。

(事務局)

事務局説明要旨2のとおり説明

(会長)

主に附帯意見として、(1)から(3)までの3つが挙げられています。お気付きの点やご質問などいかがでしょうか。

(委員)

附帯意見の(1)と(3)に「見込まれる」との表現があります。予想されるという意味合いかと思いますが、(1)は手間取って上手く進まないことが想定される話で、逆に(3)は良い変化が想定される話です。例えば、(1)は「用地取得の交渉や関係機関等との調整が、供用開始時期に重大な影響を与える場合は」ですとか、(3)は「施工技術やビジネスソリューションの進歩が期待できる」のように書き分けて表現するのもひとつかと思います。

また、(3)の社会情勢の変化は、良い変化もあれば、悪い変化もあります。例えば、南海トラフが起こった、ですとか、首都機能の分散により地方の中核都市の役割が大きく変わるといったことがあり得ますので、期待できることと分けて記載した方が良いように思います。最終的な書き方はお任せしますが、ご検討いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。同じ「見込まれる」の表現ですが、指す内容が異なるので、それにふ さわしい記述があるのではないかとのご提案でしたが、いかがでしょうか。

(事務局)

いただいたご意見を踏まえ、検討したいと思います。

(委員)

附帯意見の(1)について、一段落目に「検討を進めていただきたい」とありますが、二段落目 も「検討をお願いしたい」との表現になっています。分かりやすい表現として、二段落目は「再 検討をお願いしたい」とした方が良いと思います。

(委員)

「各委員の意見等を踏まえ、他の整備エリアの再検討をお願いしたい」の方が分かりやすいように思います。

(会長)

いかがでしょうか。

(委員)

「他の整備エリア」という形で明記してしまった方が良いのか、あるいは「再検討」に留めて おいた方が良いのか、どこまで踏み込んで書くか微妙なところのように思います。

(委員)

「他の整備エリアも含めた再検討」としてはどうでしょうか。

(会長)

事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

整備エリアとして内丸エリアを選定したことが前提になりますので、あくまでも大きな影響が ある場合に限定した表現が必要と考えています。

(会長)

ご意見の趣旨は共有できているかと思いますので、事務局に一任ということでよろしいでしょうか。

意見なし

続いて、議事の「基本構想(案)について」進めていきたいと思います。まず、第1章から第 3章までを事務局よりお願いします。

(事務局)

事務局説明要旨3のとおり説明

(会長)

ありがとうございます。前半の部分で説明をいただきましたが、説明で触れていただいたところ、あるいはそれ以外のところでご質問・ご意見などいかがでしょうか。

(委員)

11ページの(3)の最後の段落に「再生エネルギー設備」とありますが、「再生可能エネルギー 設備」の方が正確です。15ページの秋田市の自然採光設計の箇所、これから説明のある23ページ のエ(ウ)につきましても、同じく修正いただければと思います。

(事務局)

そのとおり修正したいと思います。

(会長)

11ページの(4)について、「課題も」の「も」に取り消し線が入っておりますが、消し忘れということでよろしいでしょうか。また、附帯意見(3)の修正と合わせて内容を修正いただければと思います。

(事務局)

そのとおり対応したいと思います。

(委員)

答申書の附帯意見(3)は本編に書いてあるので、附帯意見として整理されている意味はあるのでしょうか。附帯意見(1)と(2)は、本編に記載がないので分かるのですが。

(委員)

附帯意見は我々の意見であって、基本構想は市の文書ということではないのでしょうか。基本 構想自体が我々の文書であれば、重複することにはなりますが。

(委員)

「特にここに気を付けてください」といった附帯意見であれば分かるのですが、ほぼ似たような書き方をしているとなると、少し違うような気がします。

(委員)

基本構想が我々の文書であれば、基本構想のここを意識してほしいといった書き方になると思います。

(事務局)

今回の基本構想(案)は、審議会の基本構想(案)という形で答申いただくことを予定しています。確かに重複している中身ではありますが、答申書の3つの附帯意見は、審議会で強調いただいている内容でしたので、答申書に記載させていただきました。

(委員)

諮問書には、基本構想の内容について審議することになっていて、案を出すという諮問にはなっていないのですが。

(事務局)

基本構想について諮問させていただいており、基本構想(案)の形をもって答申をいただくことになります。

(委員)

基本構想(案)は、答申書の付属文書ということでしょうか。

(事務局)

答申の一部となっておりまして、それに加えての附帯意見という形で整理しております。

(委員)

そうしますと、答申の一部が基本構想(案)になっていると、おっしゃるとおりで附帯意見の 文書自体の考え方を整理しなければならないように思います。

(事務局)

ひとつの方法としては、重複しているということで附帯意見の(3)は削除することもあり得る かと思います。

(会長)

附帯意見の(3)は強調したいように感じますが。

(宇佐美委員)

そのとおりで、元々その他として整理されていた項目ですが、しっかりとした見出しが付いた くらいに意識している項目ですので、特にこの審議会では議論があったといった表現ができれば 良いと思います。

(委員)

基本構想(案)自体が答申とすれば、さらにここには注意してほしいということを附帯意見と して表現できれば良いと思います。私もそれには賛同です。

(事務局)

例えば、附帯意見のところにリード文を入れるということでしょうか。

(会長)

文言を入れるとなるとそれはそれで難しいので、少なくとも特にもこれらの意見は大事である から附帯したということになるかと思います。

(委員)

そういう意味では、附帯意見の(3)を書き換えるより、「2 附帯意見」の下に特に審議会で この観点を大事にしてほしいという趣旨のリード文を入れてみてはどうでしょうか。

(事務局)

基本構想(案)が答申として出ておりますので、そこに審議会として附帯で意見を付けますということは、リード文を書かなくても分かるものだと思います。

(会長)

「附帯意見」ですからね。

(事務局)

附帯の意見として付けるということですから、「特に」ということが表れていると思っていま

す。

(会長)

これは市長に渡すということですよね。市長はそのことを踏まえて市として策定する。

(事務局)

そのとおりでして、審議会で作っていただいた基本構想(案)に基づいて、年内に市としての 基本構想(案)をまとめる予定としております。審議会の声や調査審議いただいたことについて は、尊重しながら作っていくものと思っております。

(会長)

ご説明がありましたが、よろしいでしょうか。

意見なし

今議論があったことによって、よりその重要性、あるいは中身が共有、確認ができたのではないかと思います。ほか、いかがでしょう。

(委員)

修正をお願いするという話ではないのですが、2ページのところに新たに加えていただきました、市民との協働の過程について、私としては非常に評価したいと思います。この審議会以前に、市民会議など市民の声を丁寧に拾う過程を経てきたということは、大変重要なステップだったと思っています。市民会議では、立地などに縛られずざっくばらんに新しい市役所のビジョンを自由に発言して、練り上げることができました。非常に意義深い機会だったと思います。そういう市民との協働の過程があって、今があるということは重要なことだと思いますので、このように写真付きで項目立ていただいて、非常に良かったと思います。

(会長)

ご感想をいただきました。ほか、いかがでしょうか。

(事務局)

先ほど答申書の附帯意見(3)についてご意見をいただきましたが、重複している内容となりますので、先ほど申し上げましたとおり、附帯意見(3)を答申書から外すのはいかがでしょうか。

(会長)

事務局からのご提案ですが、いかがでしょうか。

個人としての意見ですが、内容は重なっているけども、私としては重きを置くという意味で残 したいと思います。

(委員)

重複しているという意味では、附帯意見の(1)の一段落目も基本構想(案)の内容として重なっていますので、「なお」以下を残してはいかがでしょうか。

(事務局)

一段落目は「なお」以下の文書を明らかにするための説明として位置付けられるので、内容は

重複しますが残しても差し支えないと思います。

(会長)

事務局からの案ですがいかがでしょうか。

(委員)

私は会長の意見に賛成です。確かに重複するということについてはご指摘のとおりですが、おそらく明日の答申の場でこの内容を細かく精査、あるいは読み込むといったことは実際には考えにくいので、これまでの審議の過程を尊重して、附帯意見の(3)を残しても良いように思います。

(委員)

「附帯意見」という言葉が引っかかるようであれば、「委員から強調された事項」といった、 特にこの3点については注目を要するようなニュアンスを入れられれば、それでも良いように思 います。

(事務局)

審議会へ諮問した内容の答申書の表書きとなりますので、どのような形とするかの問題でございます。事務局として、基本構想(案)の内容と重複する意見を入れたくないというわけではございません。明日の答申に向けて、曖昧に進めることのないよう、改めてご意見を伺ったところでした。

(会長)

このまま活かすか、本編と重複しているところを削るとかなり削られることになりますが、いかがでしょうか。

(委員)

色々ありますが、ぐるっと回ってこのままでも良いのではないでしょうか。

(会長)

言葉の言い回しは検討いただくこととして、構成はぐるっと回って元のとおりに落ち着いたということでよろしいでしょうか。

意見なし

議論によりより深まったということでよろしいですね。ほか、いかがでしょうか。

意見なし

では、次に第4章から第8章までお願いします。

(事務局)

事務局説明要旨4のとおり説明

(会長)

ありがとうございます。第4章から第8章までいかがでしょうか。

25ページの事業費ですが、今後変わりそうとのことですが、全体の金額が上がるということで、各エリアの事業費が逆転するといったことはないでしょうか。

(事務局)

建設関係の経費が変わることになりますので、どのエリアでも共通の経費のため逆転するとい うことはございません。

(委員)

24ページの「(1) まちづくりへの影響」について、2段落目に「一団地の官公庁施設」とありますが、一般の方からすると聞きなれない言葉ですので、脚注があった方が親切のように思います。

また、25ページの「(3) 災害リスク・防災拠点性」について、2段落目に「古い市街区」とありますが、「古い市街地」あるいは「古い街区」の方が適切かと思います。

(事務局)

「一団地の官公庁施設」については、脚注を入れさせていただきます。

「古い市街区」については、「市街地」あるいは「街区」に修正したいと思います。

(委員)

29ページの「2 現市庁舎の維持・利活用」について、「令和15年まで使用することを想定していましたが、新市庁舎の供用開始まで使用することとなるため、分庁舎とともに点検調査、建物修繕や設備更新など、必要な維持管理を行う」とありますように、これから先も現庁舎に経費がかかるものと思います。図表7-1の令和15年度に実施する内容としては、「工事を実施するための設計図等の作成」、「構造や配置、設備の検討、工事費の確認」となっており、多額の経費をかけて現庁舎を修繕、補修しながら、設計・工事を進めていくことはかなり難しいのではないかと思いました。

(事務局)

現庁舎は、20年程度使用する前提として改修を行いましたが、20年経ったら全く使えなくなる ものではございませんので、必要な維持、修繕をしながら、新市庁舎の供用までにつなげていく ことで考えております。

(会長)

それでは、一旦ここで休憩を入れたいと思います。休憩のあと、全体に渡ってお気付きのこと を皆様に確認したいと思います。

休憩後、再開

答申書、本編の第1章から第8章までご説明をいただきましたが、全体をとおしてお気付きのことがありましたらお願いします。

(委員)

附帯意見の中に、勤務環境とあります。市の女性職員がとても活躍しており、幹部職員も増えていますが、この勤務環境には保育所の設置についても含まれているのでしょうか。

(事務局)

保育所まで踏み込んだものではありませんが、いずれ働く職員にとって庁舎環境が大事である ことを何度もご意見としていただいたおりましたので、今回の表現でまとめております。

(委員)

何年か前に岩手大学内に保育所が設置されましたので、市役所にもあればいいのかなと思いま した。入れなさいという意味ではなく、そういったことも含めてご検討いただければと思いま す。

(会長)

今後具体的に保育所が欲しいとなれば、それを含めて検討していく必要がありますし、保育所以外でも様々なことが出てくると思います。それらに対しても配慮が必要ということだと思います。

ほか、皆様からいかがでしょうか。

意見なし

明日、答申となりますので、これまでいただいたご意見をもとに、私と事務局にお任せいただくことでよろしいでしょうか。

意見なし

それでは、今回の議論をもちまして、本答申書と基本構想(案)を市長へ答申したいと思います。60年以上のぶりの市庁舎の建て替えということで、おそらく皆さん初めての経験だったと思います。それゆえに、ご意見の内容は、市庁舎だけでなく盛岡のまちに対する想い、社会に対する想いが表れていたように思います。個人として、貴重な経験でしたし、皆さんに助けていただきました。ありがとうございました。

(進行)

議事の進行ありがとうございました。次第4のその他ですが事務局からの連絡です。今後のスケジュールについてご説明します。

(事務局)

明日、市長に答申書を渡していただく予定となっております。その後、市としての基本構想のとりまとめ作業を行います。庁内での意見を再度確認する作業、パブリックコメントで改めて市民の皆さんの意見を確認する作業、これらを踏まえて12月に基本構想を策定する予定です。パブリックコメントの実施結果を含めて、最終的な基本構想を報告するものとして、11月下旬に第13回審議会を予定しているところです。会議として開催する予定としておりますが、場合によっては文書でのご報告という形もあり得ますので、改めてご連絡を差し上げたいと思います。

(進行)

本日の議事の内容につきましては、議事録を作成し、委員の皆様の確認後に盛岡市ホームページ等で公開させていただく予定です。

ほかに、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第12回盛岡市新市庁舎整備審議会を終了します。ありがとうございました。

≪事務局説明要旨1≫

第11回審議会で出た主な意見について、答申書に対する意見と基本構想に対する意見と分けて整理をさせていただきました。こちらにつきましては、後ほど、答申書と基本構想をご説明する中で、反映した意見などについてご説明させていただきますので、詳細な説明につきましては省略をさせていただきたいと思います。

≪事務局説明要旨2≫

前回示した構成からは変わっておらず、付帯意見の表現等について修正を加えた形となっております。

- (1)の整備エリアについては、早期の整備という点について追記、また、審議会でのエリア選定にかかる委員意見を踏まえた意見を踏まえた上での検討、ということを追記しております。
- (2)は「働く場としての検討」としておりましたが。「職員の職場環境」と改めた上で、質の 高い職員サービスを提供するために、最大限のパフォーマンスを発揮できる勤務環境の整理につ いて、という形で修正しました。
- (3)の社会情勢等への変化への対応については、急速な社会変化は確実にあるものと捉え、それらの変化に対して柔軟な見直しを図っていく、という表現に修正をしております。

≪事務局説明要旨3≫

基本構想案についてですが、庁舎内部や審議委員への確認のほか、基本構想作成支援業務の委託事業者にもチェック作業に入ってもらい、その中でいただいた意見等について対応したものとなっております。いただいた意見を踏まえながら、事務局で修正を行っておりますが、小さな変更点説明を省略させていただき、大きな変更点等について説明をさせていただきます。

大きな修正としては、基本構想の構成の流れとして、第3章の基本理念や基本方針について、 唐突感が感じられるという意見があり、これを補正するために、新たなページや、説明の修正や 追記を行いました。

まず、2ページについて、新たにこれまでの市民との協働についてページを加えさせていただきました。これは、今回の基本構想が、検討プロセスの中で市民に直接参加していただきながら、その意見等を踏まえ、積み上げた成果として作られたものであるという経緯と、その作業の中で、基本構想に掲げる基本理念や基本方針、整備の検討の方向性についてのキーワードが出されたことを記載しております。

さらに7ページからの現庁舎の課題についての部分ですが、前回までの資料としては、あくまでも現時点での課題ということで整理し、課題解決に向けての今後のアプローチ部分ついては、記載しておりませんでしたが、その部分を加えることで、基本方針の部分にある、「想定される機能」などの部分との関連性を明確にしております。

次の修正点としては、10ページの「5 今後想定される課題」の「(1) 人口に関する課題」について、表などを入れてわかりやすく状況の説明を行うべきとの意見があり、追記しました。現時点で記載している表は、令和5年に改定された盛岡市人口ビジョンからの引用としております。現在、この人口ビジョンについて最新版の策定作業が進められており、パブリックコメント前には新たな数値等が示される予定となっておりますので、答申段階では現状の資料としますが、市の基本構想として策定する段階では、最新のものに差し替える予定としております。

さらに次のページ「(2) 市の財政状況の課題」につきましても、人口ビジョンと同じ時期に、 中期財政見通しの最新の状況について報告がなされる予定となっておりますことから、答申では 一旦、昨年度の状況としてまとめておりますが、最新のものに差し替える予定としております。

また、(4)について、前回までは「その他の課題」としておりましたが、こちらを「社会情勢の変化に関する課題」と直し、将来的に新たな課題が発生する一方で、課題解決の手段も出てくることが期待されること、それらを効果的に活用していくことで対応していくことについて記載を加えております。

次に、第3章についてですが、2の基本方針の図について、各基本方針のところに説明の順の 番号をふり、その関係で防災拠点と持続変革拠拠点の位置を入れ替えております。

また、各方針の写真などについて、一部入替をさせていただきました。防災拠点の部分については、審議会でも資料として取り扱った江戸川区、同じ東北の秋田市のものに、交流・競争拠点の部分については期日前投票所と市との利用がある日向市と、市民協働センターを本庁1階に設置している横浜市の写真を使用しました。

審議会では民間の先進事例を紹介してもいいのではないかという意見もいただいておりますが、役所での先行事例でまとめさせていただいたものであります。

≪事務局説明要旨4≫

次に17ページの新市庁舎の規模についてでありますが、「1 庁舎の集約・体制」について「(1) 庁舎集約の考え方」としていたものを「庁舎の集約」、「(2) 新市庁舎のあり方」としていたものを、「庁舎の体制」と修正しております。

次に同じページの 「3 庁舎の想定規模」についてでありますが、27,000㎡の場合と23,000㎡の想定について分けて記載しました。

次に20ページ、「第5章 整備エリア」についてでありますが、前回は、(1)として比較方法 から集計結果まで記載しておりましたが、(1)に比較方法、(2)に集計結果と分けて記載をいたしました。さらに(3)は各エリアの評価として、前回までは選定された内丸エリアと3つのエリアの共通部分についてのみ記載をしておりましたが、3つ全てのエリアについての評価と各エリアに関する意見を、それぞれ分けて記載する形としました。

次に24ページ、「3 整備エリアの選定」についてですが、まずは図について、以前は内丸エ

リアを線で囲んだ形としておりましたが、特定の住所で選定したわけではなくエリアとして評価 を行っているという意見を考慮し、色のみで示す形として修正を加えております。

また、(1)~(4)までの評価については審議会のエリア評価に出された意見を踏まえて、プラスの部分だけではなく評価で出された課題部分なども記載するべきとの意見を受けて、表現の修正や、文章の追加を行いました。

(1)では「一団地の官公庁施設」に関する部分、(2)では周辺交通環境の改善、(3)では災害発生時の交通障害などがそれにあたります。(4)では(3)までに重複している部分がありましたので、それらを整理したものとなっております。

「4 事業費」については、前回資料では解体費について、本庁舎部分のみの数値として整理し直しました。なお、こちらの数字については、審議会に提示し、調査審議をいただいた、昨年10月時点での積算数値を示しておりますが、現在建設費について最新の数値への時点修正を支援事業者に依頼しているところであり、基本構想の策定の時点では修正を加えることを想定しております。建設単価については、昨年度よりもさらに上昇を続けている状況であり、以前言われていた万博後には落ち着くであろうというような予測についても、あてにならない状況であること、また働き方改革の影響で人件費をはじめとする費用の上昇が短期間でかなりのものとなっていることに、支援事業者から伺っております。そのため、今回の基本構想(案)においても、物価変動の影響について追記しておりますが、この部分も併せ、財政、財源などの部分の表記については最新の状況を考慮して策定作業を進めていく必要があると考えております。

次に「第6章 事業手法・財源」について、28ページの「3 想定される財源」について、あくまでも支出に当たる財源部分のみを整理することとして、歳入の確保について記載を省略する形としました。ただし、跡地利用については、別途記載が必要であるとの判断から、最後に改めて記載する形としております。

次に29ページの「第7章 今後の予定」については、整備スケジュールを図から表形式に修正 し、年度を基準として見やすさの向上を図りました。

さらに、前回は「2 今後の課題」としておりましたが、これを「現庁舎の維持・利活用」に 改め、新たな庁舎の供用開始まで現庁舎を適切に維持していくこと、新たな庁舎の整備を進めな がら、跡地利用についても検討していくことについて明記いたしました。

次に「第8章 資料編」でありますが、最後に審議会委員名簿を加えております。

また、資料編についは、これまでに既に資料として新議員の皆様に提示しているものでありますことから、今回は審議会での意見に基づき修正を加えることとしておりましたエリア比較集計表のみ添付させていただいております。

資料編については、最終的には90ページほどとなり、紙ものとすると大変な厚さとなることから、印刷部数は最小限にとどめ、これまでと同様に市のホームページで公開することといたします。